

## 「久しぶりの国会活動の感想」

衆議院議員

北 神 圭 朗



### はじめに

衆議院議員の北神圭朗です。地元の京都 4 区（右京区、西京区、亀岡市、南丹市、京丹波町）の皆様をはじめ、日頃より大変お世話になっていることに感謝申し上げます。また、この場をお借りして、一昨年の中選挙区総選挙でご支援いただいた皆様に心より御礼を申し上げます。お陰様で 4 期目の当選を果たすことができました。

国会に復帰するのは、実に 4 年ぶりでした。同じ野党系の議員でも見慣れぬ顔ぶれが多く、浪人中の 4 年という歳月をあらためて感じました。そういう中ではありますが、旧民主党系で私と同じように無所属で当選した吉良州司議員（大分 1 区）、緒方林太郎議員（福岡 9 区）、福島伸享議員（茨城 1 区）、仁木博文議員（徳島 1 区）と一緒に「有志の会」という会派を結成しました。国会の中では、政党というよりも、会派で物事を決することがほとんどですので、我々 5 名の議員は無所属で少数といえども、それなりに他の会派と交渉をして、質問時間などを確保することができるようになりました。私も多い時には週に 2～3 回質疑に立っています。

2021 年の衆議院選挙後の臨時国会から、昨年の通常国会・臨時国会、そして今年の通常国

会と、一貫して農林水産委員会ならびに憲法審査会に所属してきました。これまでは主に経済産業委員会に所属して、地域の中小企業や商店街などの支援に力を注いできました。今後もこうした支援には取り組んでまいります。今回当選させていただいてからは、地元の亀岡市、南丹市、京丹波町の農業・林業の疲弊ぶりに危機感を感じての鞍替えとなります。

### ＜国会での行動＞

すべての予算案、法案、条約案は、衆議院本会議の採決で成立するかしらないかが決まります。ただ、その前の段階で、通常はそれぞれの委員会で詳細に審議をします。

自分の方針としては、予算委員会では国民国家的な課題を取り上げ、農林水産委員会では地域に根ざした課題を質問するようにしています。

### [予算委員会での家庭支援政策と

### 外国人の土地購入問題]

昨年の予算委員会では、子育て支援を含む家庭支援政策を論点にして岸田総理と鈴木財務大臣に質問をしました。我が国の 2021 年の年間出生数は 81 万 1622 人と過去最低でした。これは第一次ベビーブーム（1947～49 年）のおよ

そ 3 分の 1、第二次ベビーブーム（1971 ～ 74 年）の 4 分の 1 の水準です。若い人口は地域や国の活力の源です。例えば、医療・年金・介護の財源の負担は約 7 割分を現役世代が担っています。この働く世代が激減するということは、我が国の社会保障の土台が削り取られていくことです。経済も働く人口が減ると、消費も鈍り、人手不足で中小企業が苦しめられます。古今東西、人口が減少して栄えた国はありません。

結婚している方の出生率は、他の先進国に比べて遜色はありません。しかしながら、日本は未婚率・晩婚率が高いのが少子化の主な原因です。価値観の多様性や女性の社会進出もあり、どのような人生を歩むかは、当然、個人の判断で決めていただくことです。しかし、内閣府のアンケート調査などを参考にすると、多くの若者はやはり経済的な理由で結婚を断念している傾向がみられます。

そういう意味では、政府としてはあらゆる政策を動員して、家庭や子育て支援を強力に推進すべきだと訴えました。とりわけ保育所だけでなく、家庭での育児に対して公平な支援をすることを提案しました。その時点では保育所などには公的支援がありましたが、家庭で育てる場合は 1 円も支援がないという状況でした。当然、こうした政策にはお金がかかります。平成の初期から少子化対策が云々されながら、経済的な支援がなかなか充実してこなかった大きな理由の一つは、旧大蔵省の財政規律があります。したがって、私は鈴木財務大臣に対して、「財務省は単年度の収支ばかり気にするのではなく、経済官庁として今後の経済成長に目を向けて財政政策を運営するよう」に提言しました。単年度の公債発行をどんなに抑えても、少子化が進み、経済全体の活力がなくなります。経済成長が下がると税収も減るので、これでは元も子もありません。

逆に、多くの政治家が要求をし、ほとんど選挙対策として、給付金や補助金などをばら撒くような景気対策ではなく、家庭支援や研究開発のように中長期的に経済の底上げにつながる方針を確立すべきだと直言しました。

当時、総理や財務大臣から納得のいく答弁は得られませんでした。今年ようやく総理が「異次元の少子化対策」を主張しはじめました。具体案が提出されたら、また論戦に臨みたいと思っています。

本年 1 月 23 日から通常国会が始まり、31 日の予算委員会で質疑に立ちました。この質疑では、外国人が我が国の農地や森林、さらには神社や寺を買収していることに警鐘を鳴らしました。たしかに世界貿易機関（WTO）で、日本は土地取引について外国人に対しても日本国民と同等の待遇を約束しています。そうしたことから、これらは合法的に購入されています。しかしながら、我が国と同じようにこうした WTO 協定を結んでいるフランスやイギリスは、近年かなり外国資本に対する土地規制を強化しています。フランスは、原則として取引の自由を掲げながら、大統領政令によって、1) 水源地の保全、安全性、調達の保障、2) 食料安全保障にかかわる農産品の生産、加工、流通について事前認可制にすることができるとしています。イギリスは、土地一般にゆるい網をかけながら、「国家安全保障上の懸念」があったら、責任者を呼び出して調査をし、必要と判断した場合は、契約を止めたり、無効にすることができます。

こうした先進国の動きは、資本の自由移動に対しての考え方が大きく変わっていることを裏づけています。WTO が発足したのは 1995 年で、冷戦が崩壊した直後です。もはやソ連との対立がない中で、グローバル資本主義の幕開けとな

り、世界市場の形成に向け自由な資本移動が積極的に歓迎されました。我が国が（イギリス・フランスと同様）WTO 協定上、土地取引について、なんら制約を課していないのも、その時代の精神を象徴しているともいえます。しかしながら、2017、8 年頃から、中国資本が世界を席卷するようになって、各国は急に規制強化に走りはじめています。土地の公共性や食料安全保障への配慮もありますが、やはり中国の企業が中国共産党や人民解放軍との結びつきに対する安全保障上の懸念が大きい、といわざるを得ません。

我が国においても、一昨年「重要土地等調査法」が制定されました。ところが、この法律は規制対象としているのは土地というよりは、電波妨害など国益に反する活動（阻害行為）に対する規制です。それもほんの一部、防衛施設等の周辺 1 キロ、離島国境に限定されています。つまり、農地や森林などは対象外となっています。フランスの食料自給率は 125 % を誇り、農業大国としていわば食料があまり余っているにもかかわらず、上述の規制をかけています。我が国の食料自給率はたったの 38 % です。こうしたことにもっと危機感をもつべきではないか、と岸田総理、野村農林水産大臣、高市経済安全保障担当大臣に迫りました。結果、すれ違いの答弁しか出てきませんでした。

「重要土地等調査法」がこのように極めて限定的な規制となっている主な理由は、日本政府が WTO 協定に細心の注意を払っているからだ と推測されます。しかし、繰り返しになりますが、英仏も同じように土地取引について内国民待遇を約束していながら、国益を確保するために法律上知恵を絞っています。我が国も、外国資本の土地買収に対して問題意識があるのであれば、こうした外国の法律を参考にして制度の整備を図るべきだと考えます。

こうした話は正直、下手をすれば排外主義につながることで慎重に考えなければなりません。しかし、一方で先進諸国の懸念も重く受け止める必要があります。今後も、ややもすれば相対立するこの 2 つの要請を踏まえながら、望ましい制度づくりに邁進する決意です。

## [競馬法改正：競馬場における 会計年度任用職員に関する質疑]

農林水産委員会では、競馬法改正案の質疑の際、会計年度任用職員の課題を取り上げました。自治労協力国会議員団会議でも現場の皆さんの声を伺いましたので、政府にそれらを問いました。

一応、この制度の概要を簡単に説明すると、会計年度任用職員とは「一般職の非常勤職員」のことです。この制度が導入されて、まもなく 3 年が経過しようとしています。地方公共団体においては、財政難や行政改革の推進等により常勤職員が大幅に減少する一方で、教育や子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加していきました。これら臨時・非常勤職員の多くが「会計年度任用職員」となりました。（2020 年 4 月 1 日時点の臨時・非常勤職員は約 69.4 万人、うち会計年度任用職員数は 62.2 万人となっています。）以前は、非常勤職員は、法律上、「特別職非常勤職員」（主に特定の学識・経験を必要とする業務）、「一般職非常勤職員」（補助的業務）、「臨時的任用職員」（緊急・臨時的業務）に分類されていました。

問題となっていたのが、本来、専門性の高い者等を特別職として任用すべきところを事務補

助職員も特別職として任用したり、臨時職員が実体は臨時になっていなかったり、期末手当の支給ができないことがありました。所管省庁である総務省の方針では、これらの問題点を解消するために、特別職の範囲や臨時的認証の対象を厳格化するとともに、新たに「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期を明確化したり、期末手当の支給が可能となるよう課題を整理しました。(2017年地方公務員法等の改正)

これにより、通常の事務を担う「臨時・非常勤」と言われていた職員が「会計年度任用職員」となり、また「特別職非常勤職員」が厳格化され、専門性の高い人材に絞られました。同時に、年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、育児・介護休暇など休暇の制度化、期末手当の支給など、処遇が一步前進したことは評価すべきことです。

しかし、一方で、「同一労働、同一賃金」の視点から、まだ正規職員との均等・均衡からは程遠く様々な問題点が指摘されている現状があります。有期でも正規職員と同じ労働時間の「フルタイム会計年度任用職員」になれば、正規職員と同じ給料や退職手当などが認められ、待遇が改善するとされました。しかし、正規職員の通常の勤務時間よりも少しでも労働時間が短いとパートタイムとなります。この場合、期末手当を除き、正規職員であれば受けられる各種の手当を受け取ることができません。会計年度任用職員制度導入前の2016年4月1日時点の総務省の調査では、臨時・非常勤職員の総数は約64.3万人であり、そのうち、フルタイムの職員数は約20.3万人。しかし、制度が導入された2020年4月1日時点では、会計年度任用職員は約62.2万人であり、その約9割(55.3万人)がパートタイムとして任用されている実態があります。

さらに、私が農林水産委員会で取り上げた競馬場などの現業で働く会計年度任用職員は、もう一つ難しい問題があります。役所で働く会計年度任用職員は、自分の給料等の指標になるべき公務員の等級制があり、それなりに比較可能で透明性があります。あまりにも正規職員との待遇に不均衡があった際、総務省に対して根拠ある要望が可能です。

これに比べて競馬場で働く会計年度任用職員は、通常は馬廻や馬体重測定などの業務を行っていて、役所で働く正規職員との比較が非常に難しく、ほぼ不可能であります。他方、民間の企業のように労働基準監督署という目を光らせる行政機関も存在しません。したがって、競馬場などで働く職員に対しては、使用者側の裁量の余地が大きく、不当な扱いを受ける可能性が高いと言わざるを得ません。また一般の公務員とは異なり、ナイター開催の場合には夜遅くまで仕事をすることや、休日や年末年始に多忙を極めるなど特殊な業務があります。会計年度任用職員制度が導入される以前は、こうしたナイター手当や年末年始の手当が支給されていたのが、「他の職員にはこういった類の手当が存在しない」という理由で支給されなくなった事例など、処遇改善に結びついているかという点では疑問があります。

以上の問題意識を踏まえ、私からは農林水産省に対し、もっと責任感をもって適正な処遇を受けられるように監督なり助言なりすべきだと訴えました。これに対し、農林水産省からは「競馬を監督する立場ではございますけれども、競馬の関係で制度などに照らして不適正な事案があれば、これはまた問題だというふうに思いますので、可能な範囲で調べてみたい。」といった答弁がありました。総務省からは「我々からは、地方公務員法の定めによりまして、職務

給の原則とか均衡の原則等に基づいて、従事する職務の内容、責任の程度、あるいは在勤する地域、仮に類似の職務が民間企業にある場合にはその状況に十分留意しながら、地域の実情を踏まえて適切に決定をしてください、こういう助言を行っているところです。」といった答弁がありました。

結局、農林水産省は実態調査をするという前向きな姿勢を示したものの、会計年度任用職員の労働条件は、各地方自治体の条例で定められているので、「自分たちは競馬の経営基盤を強化することで対応することが本来の仕事だ」という方針を示したに過ぎません。総務省は、「法律上、助言をする権限しかない」、と素っ気ない姿勢です。今後については、実態調査を待って、総務省や農林水産省にも問題意識の共有を求めて、競馬やその他の現業における会計年度任用職員の労働条件の改善への解決の道を探っていくしかないと考えます。

### 【その他の農林水産委員会における質疑】

農林水産委員会では、当然、その時々の方案に関する質問をしています。同時に、できるだけ地元の声を届けるように努力をしています。例えば、亀岡市曾我部町において圃場整備の農道に使われたリサイクル材の中に、ガラスや鉄の破片、さらには電気コードなどが見つかри、地元では不安の声が上がっていました。リサイクル材を積極的に使う意義は認めるものの、他方で、食料を生産する耕作地でこうしたことは風評被害の源にもなりかねません。現場の不安の声を踏まえて、この問題を迫及した結果、リサイクル材とバージン材（新品の素材のみを使って製造した製品）のどちらかでも選択できる旨、農林水産大臣の答弁を引き出すことができ

ました。

### 【憲法審査会における質疑】

憲法審査会では主に「緊急事態条項」について具体案を示すなど積極的に審議に参加して参りました。現行憲法上、新型コロナウイルスに対する政府の政策が行動制限を実施する際に、「要請」という形をとって「移動の自由」や「営業の自由」が事実上制約されてきました。結果として、国民の協力や衛生観念に助けられ、世界の中でも比較的犠牲を最小限に抑えられたとは思いますが。

しかしながら、今後、より毒性の強いウィルスによるパンデミック、さらに甚大な災害などが発生した時に、憲法上、緊急事態条項が整備されていない中で、人権の制約が違憲の形でなされたり、あるいは、政府が実施できる対策が制限されたりする恐れがあります。立憲主義の観点から、また、危機管理の要請を踏まえて、平時から憲法上何が必要かを議論し、緊急時を理由に政府が不当に憲法の精神に違反しないためにも具体的な改正案を提出する必要があります。

手始めには、国会議員の任期延長について優先的に議論を開始しました。これは東日本大震災の教訓などから、災害時などに通常通り選挙が行われない場合が想定されます。

憲法第五十六条第一項に「両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」とありますが、当選する議員が総議員の三分の一を下回ることは避けなければいけません。そこまでなくても、常識的には災害などにより選挙が困難

になった地域こそ、現場の情報に通じ、その地域を代表できる議員を必要とするのは言うまでもありません。

各国の憲法を参考にすると、多くはこうした事態を想定して、「議員の任期延長制度」を規定しています。つまり、緊急事態により、広い範囲において国政選挙が不可能になった時に限って、国会・内閣の厳格な手続きに基づいて、一定の期間は議員が任期を延長できるという制度です。

議員が自らの任期を延長することに対しては「お手盛り」になるという批判もあります。しかし、東日本大震災や今回の新型コロナウイルス

スの経験を踏まえ、私は緊急事態の時には行政が必然的に裁量権を大きくし、権力濫用の危険性が潜んでいると考えます。そういう時こそ、国会の行政監視機能を発揮することが強く求められます。どんな時でも国会が機能するためには、やはり議員の「任期延長制度」というものを創設すべきだと当審査会で発言を繰り返してきました。

今後については、議論を尽くし、具体案の取りまとめに向けて力を尽くして参ります。

以上、昨年 of 国会、および本年の通常国会冒頭における主な取り組み・活動についてご報告申し上げます。